

横浜市公告第 290 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）MM53 街区プロジェクト 西区みなとみらい五丁目 1 番
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ヤマハ株式会社 代表取締役 中田 卓也 浜松市中区中沢町 10 番 1 号 ほか 1 者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ヤマハ株式会社 代表取締役 中田 卓也 浜松市中区中沢町 10 番 1 号 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和 6 年 3 月 1 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,500 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 48 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 75 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 54 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 6.99 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 11 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 6 時から翌午前 0 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 4 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課